

令和元年10月1日から特定一般教育訓練給付金制度が開始されます

速やかな再就職および早期のキャリア形成に資する教育訓練(特定一般教育訓練)を受けた場合に、その受講のために支払った費用の一部(上限あり)を支給する制度です。

特定一般教育訓練給付金の支給対象となる方

支給対象となるのは、下記の要件をすべて満たした方です。

- 雇用保険の被保険者である方又は被保険者であった方のうち、被保険者資格を喪失した日以降、受講開始日までが**1年以内**(※)の方
※ 妊娠、出産、育児、疾病等の理由により教育訓練給付の適用対象期間が延長された場合は**最大20年以内**
- 受講開始日までの雇用保険の被保険者期間が3年以上**(初回の場合は1年以上)**ある方
- 平成26年10月1日以降、教育訓練給付金を受給した場合は、前回の教育訓練給付金受給日から受講開始日前までに**3年以上**経過している方

特定一般教育訓練給付金受給の流れ



令和元年10月以降に受講を開始した者の場合…

受講費用の**4割 (上限20万円)**を訓練修了後に支給

厚生労働大臣の指定を受けた講座
(特定一般教育訓練)

②入学・講座を修了
(受講料を自ら負担)



受給の要件を
満たす者

①訓練前キャリアコンサルティング及び受給資格確認(※)

③給付申請手続き



④支払った費用の
一定割合を給付

住居所を管轄する
ハローワーク

(※) 講座の受講開始**1ヶ月前**までに、訓練前キャリアコンサルティングを受け、ジョブ・カードを作成し、ハローワークにおいて、受給資格確認を行うことが必要です。

詳しくは、お近くの都道府県労働局、ハローワークにお尋ねください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

一般教育訓練給付金と特定一般教育訓練給付金の違いはなんですか？

	一般教育訓練給付金	特定一般教育訓練給付金
給付内容	受講費用の20% (上限年間10万円)	受講費用の40% (上限20万円)
訓練前キャリアコンサルティングと受給資格確認	不要	必要(※)

(※) 講座の受講開始 1ヶ月前までに、訓練前キャリアコンサルティングを受け、ジョブ・カードを作成し、ハローワークにおいて、受給資格確認を行うことが必要です。

受給資格確認の必要書類

- ① 教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票（様式第33号の2の2）
- ② 訓練前キャリアコンサルティングを受け作成されたジョブカード
- ③ 本人・住居所確認書類として、運転免許証、住民基本台帳カード、旅券（パスポート）、マイナンバーカード、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、官公署から発行・発給された身分証明書又は資格証明書（本人の写真付き）のいずれか
- ④ 払渡希望金融機関の通帳又はキャッシュカード

どのような講座が対象となりますか？

厚生労働大臣による特定一般教育訓練の指定を受けている講座が対象となります。

主な講座の例

大型自動車第一種・第二種免許、中型自動車第一種・第二種免許、普通自動車第二種免許、玉掛け・フォークリフト運転、けん引免許、介護職員初任者研修、介護支援専門員実務研修、登録販売者、宅地建物取引士、社会保険労務士、税理士、行政書士、司法書士、弁理士、通関士、ファイナンシャルプランニング技能士、自動車整備士、電気主任技術者等

対象となる講座については、厚生労働大臣教育訓練講座検索システム
(https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/T_K_kouza) でご覧になれます。

受給資格があるかどうか確認できますか？（受給要件確認）

教育訓練給付金の支給申請に先立ち、受講開始（予定）日現在における、教育訓練給付金の受給資格の有無と、さらに、受講を希望する教育訓練講座が教育訓練給付制度の厚生労働大臣の指定を受けているかどうかについて、ハローワークに照会することができます。詳しくは、お近くのハローワークまでお問い合わせください。